

令和3年度  
堺市スマートハウス化支援事業補助金  
申請の手引き

令和3年6月

■ 問合せ先 ■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

TEL 072-228-7548

FAX 072-228-7063

# I 事業の概要

## 1. 事業の目的

堺市スマートハウス化支援事業補助金は、市内の戸建住宅、集合住宅、集会所又は地域会館に次世代型の住宅であるスマートハウスを構成する分散型のエネルギーシステムを設置して使用する場合に、要した費用の一部を補助することにより、住宅等における低炭素化及び再生可能エネルギーの普及を推進するとともに、安全・安心で持続可能な都市づくりに寄与することを目的としています。

## 2. 用語の定義

### (1) J-クレジット制度

太陽光発電システムの導入などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度です。

### (2) さかいエコバンク

J-クレジット制度実施要項に基づき二酸化炭素削減事業を行う任意団体（令和2年度発足）

※詳しくは本市ホームページをご覧ください

### (3) 電力販売事業(PPA：Power Purchase Agreement)

太陽光発電システムの所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電システムを当該発電事業者の費用で設置し、当該太陽光発電システムから発電された電力を当該住宅に供給する事業

※通常の余剰電力の売電は該当しません

※詳しくは本市ホームページをご覧ください

## 3. 事業内容

### (1) 補助金名

令和3年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

### (2) 事業予算額

3,120万円（堺市ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)支援事業補助金を含めた事業予算額)

### (3) 補助対象設備

#### ① 補助対象設備となるシステム機器

補助対象設備となるシステム機器は、表1に掲げる設備です。ただし、使用済み、リース品（蓄電システムを除く）、本市が実施する他の補助金の交付を受けているものは、本補助金の交付対象となりません。

表1 補助対象設備

| No. | 補助対象設備    | 内容   | 要件   |
|-----|-----------|--|--|
| 1   | 太陽光発電システム | 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、建築物の住居の用に供する部分（集合住宅における共用部分、集会所又は地域会館の用に供する部分を含む。以下「住居部分等」という。）に電力を供給するために設置されるもの | 次の全ての要件を満たすもの<br>① 建物の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系するもの<br>② 発電した電力の一部又は全部を自家消費するもの（全量売電でないこと） |

|   |                     |   |  |
|---|---------------------|---|--|
| 2 | 燃料電池システム            | 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、住居部分等に電力及び熱を供給するために設置されるもの            | 次の全ての要件を満たすもの<br>①一般社団法人燃料電池普及促進協会により指定機器システムに登録されているもの<br>② 停電時においても電力供給が可能な自立運転機能を有していること  |
| 3 | 蓄電システム              | 蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナ等）で構成され、太陽光発電システム等により発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要のピーク時など必要に応じて電力を供給するシステムであり、住居部分等に電力を供給するために設置されるもの | 次の全ての要件を満たすもの<br>① 蓄電池本体又は蓄電システムパッケージが、一般社団法人電気安全環境研究所のS-JET認証又は国が平成29年度以降に実施する補助事業の補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているものであること<br>② 蓄電容量の合計が1kWh以上のもの |
| 4 | V2H(ビークルトゥ・ホーム)システム | 分電盤を通じて電気自動車等と住居部分とで電力を相互に供給するために設置されるもの  | 国が平成26年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの若しくはそれらと同等以上の機能を有していると市長が認めるもの                                     |

- ※ 補助対象設備は、付属のモニターで確認できるなどエネルギー使用状況等の「見える化」が図られている必要があります。
- ※ 太陽光発電システム以外の補助対象設備で過去に堺市から補助金の交付を受けて同じ種類の設備を設置した建物に設置された設備は補助対象外となります。
- ※ 堺市ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業補助金の補助事業である住宅に設置された設備は、補助対象外となります。

## ② 補助対象設備の条件

補助対象設備の条件は、以下のいずれかに該当していることが必要です。

- 1) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、設置に係る領収日<sup>※1</sup>が次の期間内であること。  
**令和3年2月1日から令和4年1月末日まで**
- 2) 補助対象設備が蓄電システム、V2Hシステム又は燃料電池システムの場合は、設置に係る領収日<sup>※1</sup>と補助対象設備の保証開始日<sup>※2</sup>又は出荷日<sup>※3</sup>が次の期間内であること。  
**令和3年2月1日から令和4年1月末日まで**
- 3) 補助対象設備を設置した住宅の引渡日が次の期間内であること。  
**令和3年2月1日から令和4年1月末日まで**

※1 補助対象設備に係る領収証等に記載された領収日

※2 補助対象設備に係る保証書に記載された保証開始日

※3 補助対象設備に係る出荷証明書に記載された機器の出荷日

- 4) 蓄電システムがリースの場合は、次の条件を全て満たしていること。
- ・リースの契約締結日が令和3年2月1日から令和4年1月末日までの期間内であること。
  - ・リースの契約期間が法定耐用年数以上であること。
  - ・蓄電システム使用者から徴収するリース代金の元金から本補助金相当分が減額されていること。

(4) 補助対象者及び補助対象設備の設置要件

補助対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ① 次のうち、いずれかの者であること。
- 1) 自ら居住している市内の戸建住宅又は集合住宅に表 2-1 の組み合わせで補助対象設備を導入する個人（補助対象設備が導入された市内の戸建住宅又は集合住宅を購入し居住する個人を含む。）
  - 2) 市内の集合住宅の共用部分、集会所又は地域会館に表 2-2 の組み合わせで補助対象設備を導入する賃貸集合住宅の所有者、分譲集合住宅の管理組合又は自治会等の代表者
  - 3) 上記 1) 又は 2) に該当する者に蓄電システムを貸与するリース事業者
  - 4) 市内の戸建住宅に太陽光発電システムを設置し、発電された電力を住宅所有者に販売する電力販売事業
- ② 本市の市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団密接関係者でないこと。
- ④ 市内の戸建住宅に太陽光発電システム又は蓄電システムを設置する場合は、「さかいエコバンク※」に入会していること。

※ さかいエコバンクは、堺市が事務局を担い運営管理する CO<sub>2</sub> 排出削減活動団体です。

表 2-1 個人の住宅に係る設置要件

| 補助対象設備等                            | 戸建住宅   | 集合住宅の住戸 |
|------------------------------------|--|---------|
| 太陽光発電システム                          | 複合設置※ <sup>3</sup> に限る                       | —       |
| 燃料電池システム                           | 電力販売事業※ <sup>1</sup> で導入する太陽光発電システムとの複合設置に限る | 単体設置可   |
| 蓄電システム                             | 太陽光発電システムとの複合設置に限る                           | 単体設置可   |
| V2Hシステム                            | (蓄電システムとV2Hシステムのどちらか一方のみ選択可)                 | —       |
| エネルギー計測装置※ <sup>2</sup><br>(補助対象外) | 太陽光発電システムとの複合設置として選択可                        | —       |

※ 1 戸建住宅の燃料電池システム(エネファーム)設置要件について

- ・補助金の対象となる燃料電池システムは、堺市に登録された電力販売事業により、**初期費用0円で太陽光発電システムの設置を伴う燃料電池システムの導入事業に**限定されます。
- ・電力販売事業の詳細については、「初期費用ゼロ住宅用太陽光発電システム補助」のホームページをご参照ください。

表 2-2 集合住宅の共用部分、集会所又は地域会館に係る設置要件

| 補助対象設備等                            | 集会所又は地域会館  | 集合住宅の共用部分 |
|------------------------------------|--|-----------|
| 太陽光発電システム                          | 複合設置 <sup>※3</sup> に限る                                     | —         |
| 燃料電池システム                           | 太陽光発電システムとの複合設置<br>に限る<br>(蓄電システムとV2Hシステム<br>のどちらか一方のみ選択可) | 単体設置可     |
| 蓄電システム                             |  | 単体設置可     |
| V2Hシステム                            |  |           |
| エネルギー計測装置 <sup>※2</sup><br>(補助対象外) | 太陽光発電システムとの複合設置<br>として選択可                                  | —         |

※2 エネルギー計測装置（次の要件を全て満たす HEMS 又は EMS）

- ・ 住宅の電力使用量等を計測・蓄積し、電力使用量等の「見える化」が実現できるもの
- ・ 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの

※3 補助対象設備の複合設置が要件となる事業において、補助対象者が補助対象設備と同等の性能を有する既設の設備を使用している場合は、当該既設の設備を複合設置の要件に加えることができます。ただし、当該既設の設備は、補助の対象外です。

(5) 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備の**機器本体額＋設置工事費**とします。（補助対象事業を実施するために必要な経費であって、補助対象設備の購入及び設置に要する費用）

なお、次のいずれかに該当するものは、補助対象経費から除外します。

- ・ 事務経費
- ・ 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額
- ・ 値引き等がある場合は、値引き分に相当する額
- ・ 堺市 ZEH 支援事業補助金の交付を受ける住宅に設置された設備に係る経費

(6) 補助金額

本補助金の額は、予算の範囲内で、表 3 とおりです。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

表 3 補助金額

| 補助対象設備    | 補助金の額  |
|-----------|--|
| 太陽光発電システム | 1kW あたり 2 万円 <sup>※</sup> 又は補助対象経費の 1/5<br>戸建住宅：(上限 6 万円)<br>集会所又は地域会館：(上限 8 万円) |
| 燃料電池システム  | 戸建住宅：補助対象経費の 1/5 (上限 6 万円)<br>集合住宅、集会所又は地域会館：補助対象経費の 1/5 (上限 4 万円)               |
| 蓄電システム    | 補助対象経費の 1/5 (上限 4 万円)  |
| V2Hシステム   |  |

※ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示で小数点第三位以下を切り捨て）に 1kW 当たり 2 万円を乗じて得た額とします。

※ 太陽光発電システムの増設については、増設した出力分のみ補助の対象となります。

4. 事業スケジュール（表 4）

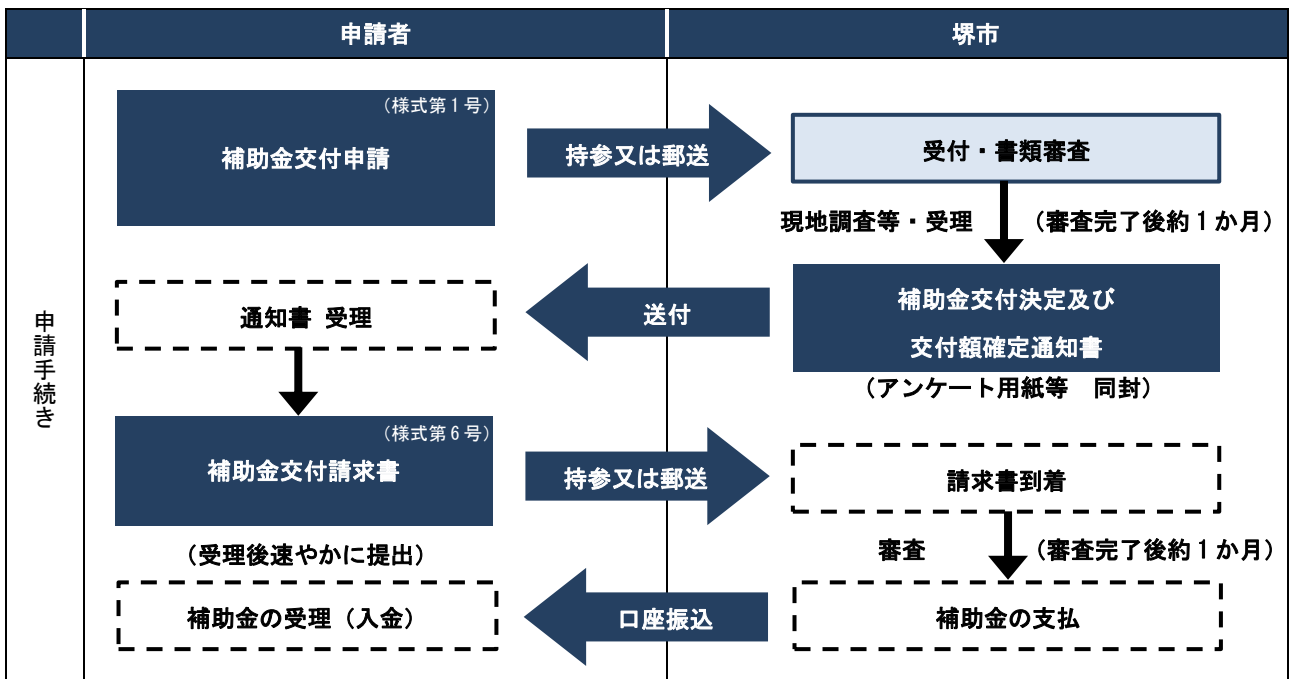
- (1) 交付申請受付期間 令和3年6月18日（金）～ 令和4年2月15日（火）必着  
 (2) 補助金交付請求書提出期限 令和3年4月6日（水）必着

|                           | 令和3年              |    |    |    |                           |    |    |    |     |     |     |    | 令和4年 |    |    |  |
|---------------------------|-------------------|----|----|----|---------------------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|----|--|
|                           | 2月                | 3月 | 4月 | 5月 | 6月                        | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月   | 3月 | 4月 |  |
| 補助対象設備の領収日等 <sup>※1</sup> | 2/1 ← 対象期間 → 1/31 |    |    |    |                           |    |    |    |     |     |     |    |      |    |    |  |
| 申請受付期間                    |                   |    |    |    | 6/18 → 2/15 <sup>※2</sup> |    |    |    |     |     |     |    |      |    |    |  |
| 請求書提出期限                   |                   |    |    |    | 4/6                       |    |    |    |     |     |     |    |      |    |    |  |

- ※1 ・太陽光発電システムの場合：補助対象設備の領収日  
 ・蓄電システム、V2H システム又は燃料電池システムの場合：補助対象設備の領収日と保証開始日又は出荷日  
 ・リースの場合：補助対象設備のリース契約の締結日  
 ・住宅の引渡しを要件とする場合：補助対象設備を設置した住宅の引渡日

※2 申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日を以て受付を終了します。

5. 申請手続き等の流れ（表 5）



6. その他

- 一般家庭において、空調設備、給湯設備、発電設備などが、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や施工業者などとよく相談の上 周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- 本補助金の交付を受けた方及び使用者は、補助対象設備を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- 交付決定後、補助金交付決定及び交付額確定通知書とともに利用者アンケート等を同封します。ご回答いただいた情報は本事業の目的以外には使用しませんので、ご協力をお願いします。
- 補助対象設備を設置する前に、事前に堺市に相談することができます。補助要件に適合しない場合は本補助金の交付を受けられませんので、補助要件の適合の可否や制度の詳細等について、ぜひ事前相談

をご利用ください。事前相談シートは堺市ホームページよりダウンロードできます。

- (5) 申請書類を受付後、必要に応じて現場確認を行いますので、ご了解、ご協力をお願いします。
- (6) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
- (7) 堺市では、市内事業者の育成及び地域経済活性化のため、市内事業者への優先発注等に努めています。  
本事業に係る設備機器設置工事についても、可能な限り市内事業者の利用をお願いします。

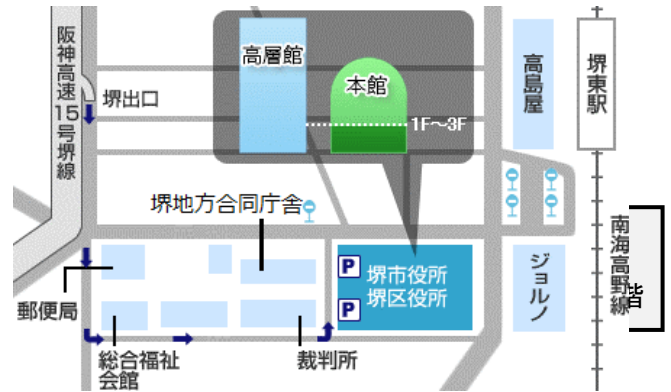
## II 申請方法

### 1. 申請の方法

#### (1) 申請書類の提出先と受付方法

- ・申請書類の提出先は次のとおりです。

〒590-0078  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課  
TEL 072-228-7548  
FAX 072-228-7063



- ・申請の受付は、環境エネルギー課の窓口への持参\*又は書留郵便等の到達日\*が確認できる方法による提出のみといたします。

※ 窓口への持参の場合は、開庁日の9時から17時15分までの間でお越してください。

※ 書留郵便等の到達日が市の休日にあたる場合は、その翌日を提出日とします。

#### (2) 申請受付期間

- ・申請受付期間は次の期間とします。ただし、申請は先着順で受付し、申請額の総額が予算額に達した日を以て受付を終了します。

**令和3年6月18日(金)～令和4年2月15日(火)必着**

- ・本補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

#### (3) 申請に関する注意事項

- ・申請書類の記入に際し、消えるボールペンは使用しないでください。
- ・訂正する場合は、修正液等は使わず二重線で消して訂正してください。
- ・押印している場合は、修正液等は使わず二重線で消して訂正し、その上に同じ印（交付申請書で使用した印鑑）を押してください。
- ・補助金交付申請書(様式1号)に押印した場合は、補助金交付請求書(様式6号)等も押印してください。
- ・提出された書類は返却しません。

#### (4) 手続き代行者

申請者は、補助金の交付申請、申請の取り下げについて、これらの手続の権限を第三者(手続き代行者)に委任することができます。(委任状は不要です)


※ 申請事務の手続を第三者に依頼したことによるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。


### 2. 申請様式の入手方法

堺市ホームページから申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。また、申請様式は、環境エネルギー課の窓口や各区役所の市政情報コーナーでも配布しています。

堺市ホームページ

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページよりご確認ください。  
 (<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)



堺市 スマートハウス補助金 

### 3. 申請書類

補助金の交付申請には、次の書類を補助対象設備の設置完了後にご提出ください。(表 6-1「個人の住宅」、表 6-2「集合住宅の共用部分、集会所又は地域会館」)

なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

表 6-1 「個人の住宅」区分 ●：原則提出必須の書類 ○：該当する場合は必要な書類

| 区分    | No. | 提出が必要な書類                       | 内容  | 様式  | 区分 |
|-------|-----|--------------------------------|---|-----|----|
| 共通    | 1   | 補助金交付申請書                       | 申請者が個人の場合は「個人用」、リース会社の場合は「リース用」を使用  | 第1号 | ●  |
|       | 2   | 補助対象事業の内容                      | —   | 第2号 | ●  |
|       | 3   | 補助金交付申請額計算書                    | —   | 第3号 | ●  |
|       | 4   | 領収書等の写し                        | クレジット払など、領収書が発行されない場合は領収証明書の写しを提出   | —   | ●  |
|       | 5   | 領収内訳書の写し                       | 領収書等に、申請する補助対象設備の経費の記載がある場合は提出不要  | —   | ●  |
|       | 6   | 工事請負契約書の写し、住宅の売買契約書の写し又は見積書の写し | 蓄電システムでリース品の場合は、次の全ての書類<br>① リース会社に関する書面<br>・ 役員情報届出書（様式第4号）<br>・ 前年度の決算書<br>② リース品に関する書面<br>・ リース契約書の写し<br>・ リース料計算書（リース代金等の元金から本補助金相当分が減額されていることが確認できるもの） | —   | ●  |
|       | 7   | さかいエコバンク入会申込書                  | 既に入会している場合は、提出不要  | —   | ●  |
|       |     | (住宅の引渡証明書等の写し)                 | 住宅の引渡日が令和3年2月1日から令和4年1月末日までの期間であることを要件に申請する場合に提出  | —   | ○  |
| 太陽光発電 | 共通  | 電力会社との系統連系が確認できる書類             | 次のいずれかの書類の写し<br>① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」<br>② 電力会社への系統連系申込書（シンセツく  | —   | ●  |



|                      |       |                             |  |   |   |
|----------------------|-------|-----------------------------|--|---|---|
|                      |       |                             | <p>ん・たくそう君) 及び系統連系契約の成立に関する通知メール文</p> <p>③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について(通知)【一般社団法人 太陽光発電協会(JPEA)】</p> <p>④ その他、第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類</p> <p>※ただし、受給最大電力が10kW以上の場合は、②を提出</p> <p>※ 書類の発行から1年以内の日付のもの</p> <p>※ 氏名・住所の記載があるもの</p> |   |   |
|                      |       | パワーコンディショナの型式及び型番がわかる書類     | 型式及び型番がわかるパワーコンディショナの撮影写真など  | — | ● |
|                      |       | カラー写真                       | <p>次のカラー写真</p> <p>① 建物の外観写真</p> <p>② 太陽光パネルが設置された屋根の部分</p>   | — | ● |
|                      | 新設の場合 | 太陽電池モジュールの製造番号と発電出力が確認できる書類 | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <p>① 製造事業者(系列の販売会社等を含む。)が発行する出力対比表</p> <p>② 太陽光パネル設置報告書</p>  | — | ○ |
|                      |       | カラー写真                       | <p>① エネルギー使用状況等が「見える化」されていることが確認できるもの</p> <p>例 電力使用量等が表示されているモニター画面</p>  | — | ○ |
|                      | 既設の場合 | 発電出力が確認できる書類                | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <p>①製造事業者(系列の販売会社等を含む)が発行する出力対比表</p> <p>②太陽光パネル設置報告書</p>   | — | ○ |
| 積算発電量及び積算売電量が確認できる書類 |       | 室内モニターの表示画面を撮影した写真など        | —  | ○ |   |
| 燃料電池システム、蓄電システム、V2H  | 共通    | 保証書等の写し                     | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <p>① 保証書(住所、氏名、購入日(保証開始日)製造番号が確認できるもの)</p> <p>② 出荷証明書(製造メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの)</p> <p>※新設の場合は、保証開始日又は出荷日が前年度の2月1日から当該年度の1月末日までのもの</p>  | — | ● |
|                      |       | カラー写真                       | 設置された機器の外観   | — | ● |
|                      | 新設の場合 | (燃料電池システムの場合) 契約書等の写し       | 設置された機器が、燃料電池システムの場合は、電力販売事業により太陽光発電システムが導入されたことがわかる契約書等の写し  | — | ○ |

|           |   |         |   |   |   |
|-----------|---|---------|---|---|---|
|           |   | カラー写真   | エネルギー使用状況等が「見える化」されていることが確認できるもの<br>例 電力使用量等が表示されているモニター画面                                    | — | ○ |
| エネルギー計測装置 | 1 | 保証書等の写し | 次のいずれかの書類の写し<br>① 保証書（住所、氏名、購入日（保証開始日）製造番号が確認できるもの）<br>② 出荷証明書（製造メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの） | — | ● |
|           | 2 | カラー写真   | エネルギー計測装置の外観カラー写真   | — | ● |

表 6-2 「集合住宅の共用部分、集会所又は地域会館」 ●：原則提出必須の書類 ○：該当する場合は必要な書類

| 区分 | No. | 提出が必要な書類                       | 内容  | 様式  | 区分 |
|----|-----|--------------------------------|---|-----|----|
| 共通 | 1   | 補助金交付申請書                       | 申請者が個人の場合は「個人用」、団体又は法人の場合は、「団体・法人用」を使用。ただし、法人がリース会社の場合は「リース用」を使用。   | 第1号 | ●  |
|    | 2   | 補助対象事業の内容                      | —   | 第2号 | ●  |
|    | 3   | 補助金交付申請額計算書                    | —   | 第3号 | ●  |
|    | 4   | 領収書等の写し                        | クレジット払など、領収書が発行されない場合は領収証明書の写しを提出   | —   | ●  |
|    | 5   | 領収内訳書の写し                       | 領収書等に、申請する補助対象設備の経費の記載がある場合は提出不要  | —   |    |
|    | 6   | 工事請負契約書の写し、住宅の売買契約書の写し又は見積書の写し | 蓄電システムでリース品の場合は、次の全ての書類<br>① リース会社に関する書面<br>・ 役員情報届出書（様式第4号）<br>・ 前年度の決算書<br>② リース品に関する書面<br>・ リース契約書の写し<br>・ リース料計算書（リース代金等の元金から本補助金相当分が減額されていることが確認できるもの） | —   | ●  |
|    | 7   | 電力会社との電力契約の内容がわかる書類の写し         | 例 「電気ご使用量のお知らせ」等（発行から1年以内のもの）   | —   | ●  |
|    | 8   | 申請者に関する書類                      | 申請者が法人の場合は、次の全ての書類<br>① 役員情報届出書（様式第4号）<br>② 前年度の決算書<br>申請者が管理組合又は自治会等の代表者の場合は、次の書類<br>① 会則、規約等の写し   | —   | ○  |

|           |       |                                 |  |   |   |   |
|-----------|-------|---------------------------------|--|---|---|---|
| 太陽光発電システム | 1     | 電力会社との系統連系が確認できる書類              | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」</li> <li>② 電力会社への系統連系申込書（シンセツくん・たくそう君）及び系統連系契約の成立に関する通知メール文</li> <li>③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）】</li> <li>④ その他、第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類</li> </ul> <p>※ただし、受給最大電力が10kW以上の場合は、②を提出</p> | —   | ● |   |
|           | 2     | 太陽電池モジュールの設置枚数分の製造番号と出力が確認できる書類 | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製造事業者（系列の販売会社等を含む。）が発行する出力対比表</li> <li>② 太陽光パネル設置報告書</li> </ul>   | —   | ● |   |
|           | 3     | カラー写真                           | <p>次のカラー写真</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物の外観写真</li> <li>② 太陽光パネルが設置された屋根の部分</li> <li>③ エネルギー使用状況等が「見える化」されていることが確認できるもの</li> </ul> <p>例 電力使用量等が表示されているモニター画面</p>  | —   | ● |   |
|           | 既設の場合 |                                 | 電力会社との系統連系が確認できる書類   | <p>次のいずれかの書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電力会社からの「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」</li> <li>② 電力会社への系統連系申込書（シンセツくん・たくそう君）及び系統連系契約の成立に関する通知メール文</li> <li>③ 再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）【一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）】</li> <li>④ その他、第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類</li> </ul> <p>※ 住所の記載があるもの</p> | — | ○ |
|           |       |                                 | カラー写真  | 太陽光パネルが設置された屋根の部分のカラー写真   | — | ○ |

|                         |       |         |   |   |   |
|-------------------------|-------|---------|---|---|---|
| 燃料電池システム、蓄電システム、V2Hシステム | 1     | 保証書等の写し | 次のいずれかの書類の写し<br>① 保証書（住所、氏名、購入日（保証開始日）製造番号が確認できるもの）<br>② 出荷証明書（製造メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの）   | — | ○ |
|                         | 2     | カラー写真   | 次のカラー写真<br>① 設置された機器の外観<br>② エネルギー使用状況等が「見える化」されていることが確認できるもの<br>例 電力使用量等が表示されているモニター画面<br>③ 設置された機器の銘板（保証書又は出荷証明書に製造番号が記載されている場合は不要） | — | ○ |
|                         | 既設の場合 | 保証書等の写し | 次のいずれかの書類の写し<br>① 保証書（住所、氏名、購入日（保証開始日）製造番号が確認できるもの）<br>② 出荷証明書（製造メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの）<br>③ 第三者が設置状況を証明する書類                    | — | ○ |
|                         |       | カラー写真   | 設備の外観カラー写真  | — | ○ |
| エネルギー計測装置               | 1     | 保証書等の写し | 次のいずれかの書類の写し<br>① 保証書（住所、氏名、購入日（保証開始日）製造番号が確認できるもの）<br>② 出荷証明書（製造メーカー発行のもので、出荷日・製造番号が確認できるもの）   | — | ○ |
|                         | 2     | カラー写真   | エネルギー計測装置の外観カラー写真   | — | ○ |